

第1章 はじめに

第1節 新たな基本計画の策定について

1. 計画策定の背景

地球温暖化や天然資源の枯渇などの地球規模の環境問題が深刻化する中、その一因である大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、ごみの量を可能な限り減らし、リサイクルできるものはできるだけリサイクルする持続可能な循環型社会への構造転換を図ることが、現代を生きる私たちに求められています。

このような中、国は、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正や個別のリサイクル関連法の制定・改正により、循環型社会の形成に向けた基本的方向を示し、法体系の整備を進めてきました。

今日、深刻化する地球規模の環境問題については、世界や国レベルでの対応もさることながら、地方公共団体が果たすべき役割の重要性は非常に高まってきており、併せて、廃棄物処理法において、市町村は一般廃棄物の処理責任を有し、処理計画を定めなければならないと規定されています。

そこで、本市では、平成16年度から平成22年度までの7年間を計画期間とする「熊本市 ごみ減量・リサイクル推進基本計画」（以下「前計画」という。）を平成16年3月に策定し、この計画に基づき、循環型社会の形成に資するよう、ごみの発生抑制、リサイクルの推進やごみの適正処理に取り組んできました。

本計画は、平成22年度で前計画の計画期間が満了することに伴い、平成23年度からの本市の一般廃棄物処理のあり方について検討し、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする新たな一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定するものです。

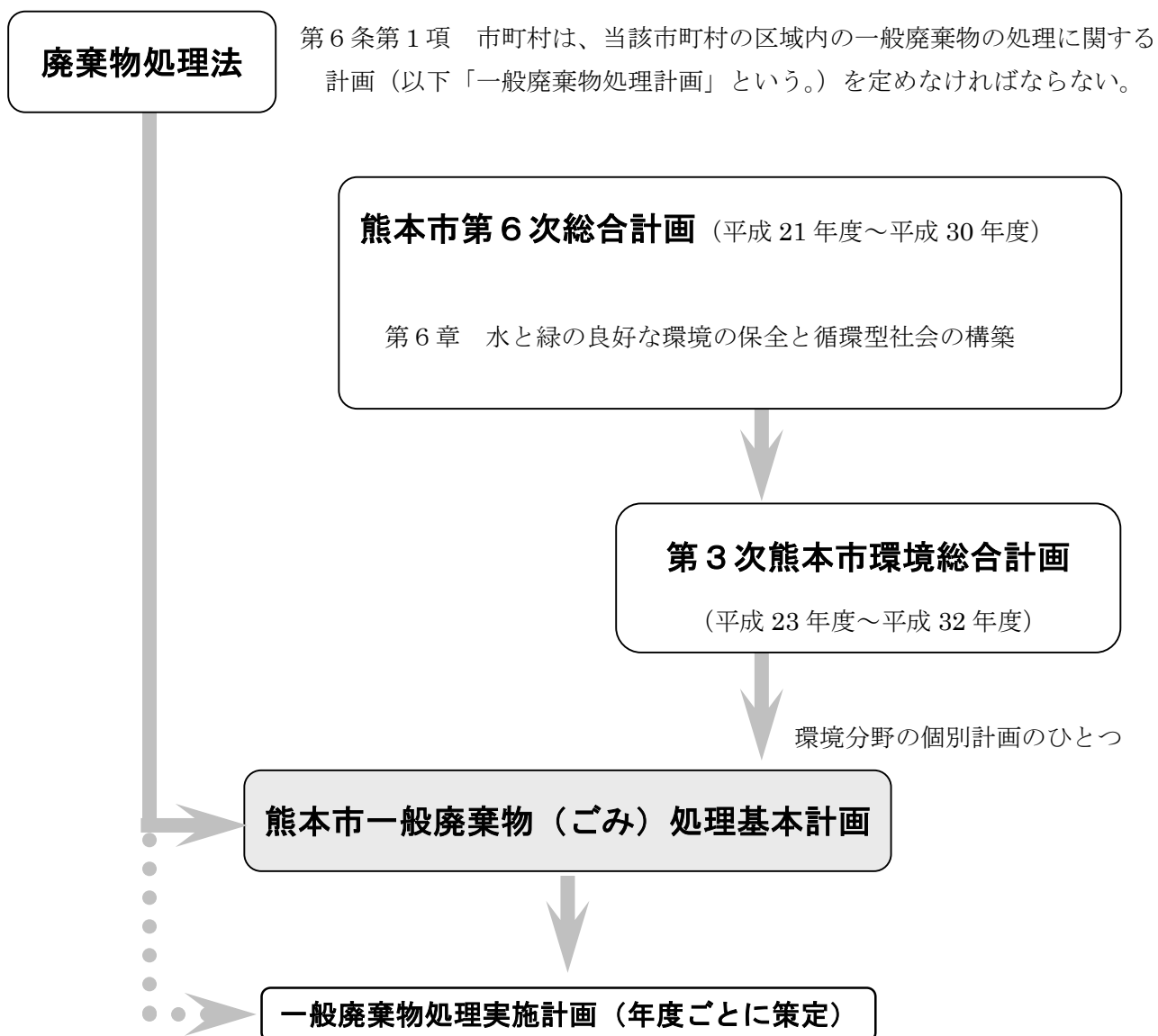
2. 計画の目的と位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、し尿を除く一般廃棄物を市が管理し、適正な処理を行うための基本となる事項を定めることを目的とします。

なお、本計画の実施のために必要な各年度の事業等については、年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」に委ねます。

また、本計画は、熊本市第6次総合計画に掲げられている「水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築」の実現に向けた取組を推進するための計画として、さらには熊本市第3次環境総合計画における環境分野の個別計画のひとつとして位置付けるものです。

計画の位置付け（体系図）

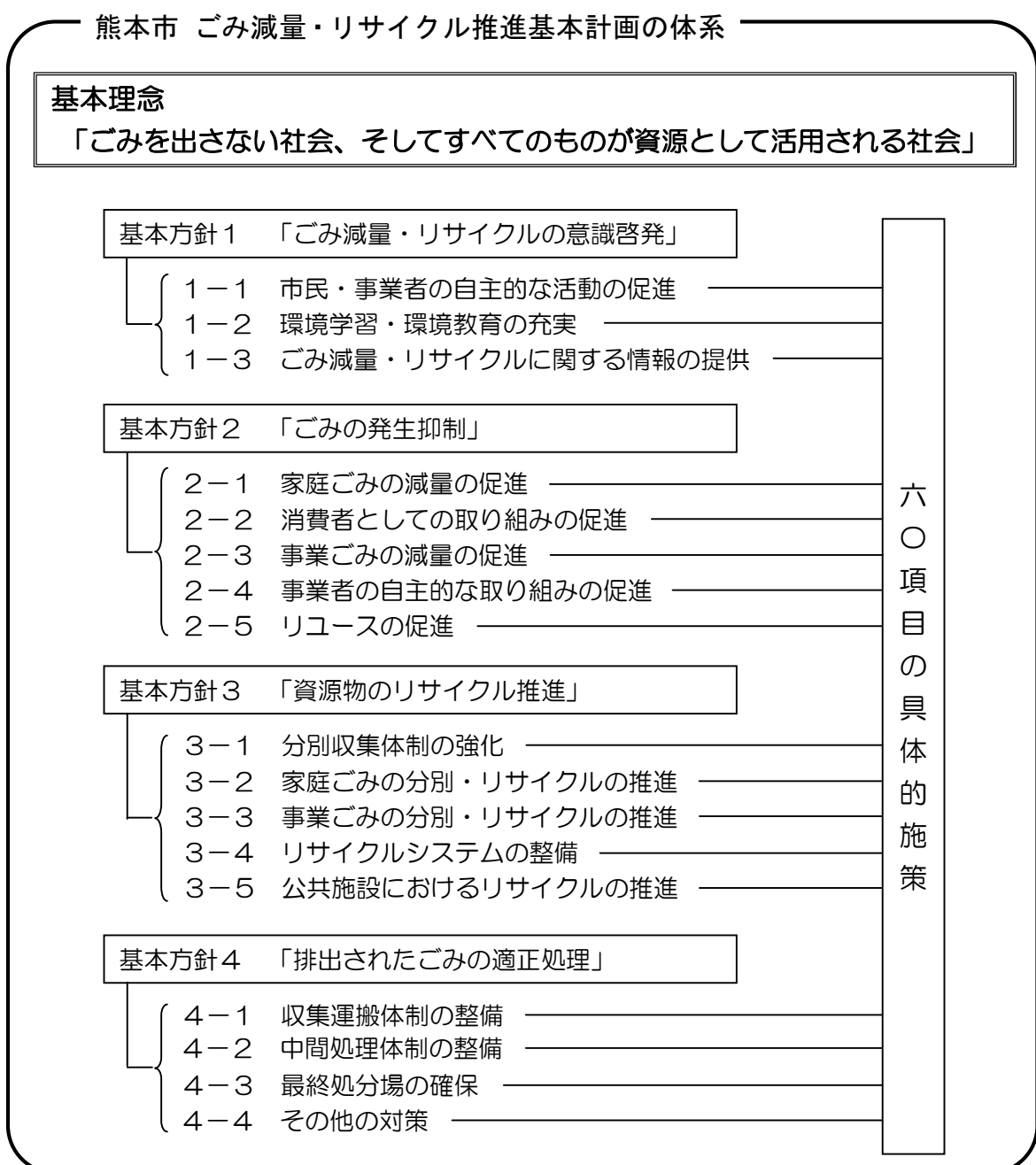


第2節 『熊本市 ごみ減量・リサイクル推進基本計画』（平成16年3月策定）の 施策の実施状況及び指標の達成状況

1. 前計画の概要

前計画は、平成16年度から平成22年度までの7年間を計画期間として、「ごみを出さない社会、そしてすべてのものが資源として活用される社会」を目指すべき理想の姿として定め、基本方針として「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」、「ごみの発生抑制」、「資源物のリサイクル推進」、「排出されたごみの適正処理」の4つを掲げていました。

また、前計画の全体的な体系として、4つの基本方針のもとに17項目の「施策の方向」を定め、さらにその施策の方向のもとに60項目の具体的施策を定めていました。



2. 前計画の具体的施策の実施状況

4つの基本方針ごとに定めていた60項目の具体的施策の主な実施状況は次のとおりです。

(1) ごみ減量・リサイクルの意識啓発（基本方針1）に基づく施策の実施状況

○市民及び事業者を対象とした学習会、説明会の開催

平成18年度から20年度にかけて、ごみ減量に関する具体的な取組方法などに関する地域説明会や事業所説明会を実施しました。

○減量美化功労者に対する表彰の実施

年に1回、地域における生活環境の改善に取り組み、清潔で住み良い街づくりに功績があった市民（個人・団体）を表彰しています。

○新聞・情報誌・市政だより・市政広報番組などによるごみ減量に関する広報の実施

○ごみゼロの日イベントの実施（年1回、他のイベントとの共催を含む。）

○小学4年生向けの副読本「ごみとリサイクル」の作成及び配付

○ごみ処理施設見学の積極的受け入れや施設見学バスツアー（年数回）の実施

(2) ごみの発生抑制（基本方針2）に基づく施策の実施状況

○家庭ごみ有料化（燃やすごみ及び埋立ごみ）の実施（平成21年10月から）

家庭ごみ有料化の導入に際しては、平成20年4月、7月、10月に、有料化導入の素案などに関する拠点説明会を開催しました。さらに、家庭ごみ有料化の条例可決後は、実施に向けての地域説明会及び拠点説明会を平成21年2月から開催しました。

○家庭での生ごみ処理の推進

家庭用生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入に際しての助成を実施しています。また、平成21年度には助成額の見直しを行い、助成上限額を引き上げました。

○環境工場におけるリサイクル可能な紙の受入の停止

事業所から発生する古紙のリサイクル促進を図ることを目的とし、東部・西部両環境工場において次のとおり実施しました。

- ・平成20年10月から…機密文書等を除いたリサイクルできる紙の受入停止
- ・平成21年10月から…機密文書やシュレッダーで裁断された紙を含む全てのリサイクルできる紙の受入停止

○市の処理施設への直接搬入ごみの処理手数料の見直し（平成21年10月から）

（変更前）20kgごとに200円 ⇒ （変更後）10kgごとに120円

○熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱に基づく指導の実施

従業員20名以上、又は床面積3,000㎡以上の規模等の多量排出事業所を対象に、責任者設置・減量計画書の提出を求め、個別に助言・指導を行っています。

○リサイクル情報プラザにおける、フリーマーケットの開催やリユースを目的とする不用品の提供の実施

(3) 資源物のリサイクル推進（基本方針3）に基づく施策の実施状況

○家庭ごみ分別ルールの周知徹底

ごみ減量に関する説明会や有料化に関する説明会において、古紙類の分別方法、生ごみの減量方法及び埋立ごみの分別方法を実演により説明しました。

○プラスチック製容器包装の分別収集及びリサイクルの開始（平成22年10月から）

プラスチック製容器包装の分別収集の開始に際しては、実施に向けての地域説明会及び拠点説明会を平成22年3月から開催しました。

○拠点回収の対象品目の拡充

平成21年10月から、拠点回収の品目として「使用済み天ぷら油」、「蛍光管」、「乾燥生ごみ」、「樹木」を追加して実施しています。

○集団回収活動の活性化

集団回収実施団体に対して、回収量に応じた助成金を交付しています。
また、平成21年度には助成額の見直しを行いました。

(4) 排出されたごみの適正処理（基本方針4）に基づく施策の実施状況

○東部環境工場の効果的改修の実施

施設の延命化を図るため、適切な保全計画の運用に努めるとともに、基幹的設備・機器の更新などを実施しました。

○西部環境工場代替施設の整備のための準備の実施

整備計画に係る環境影響評価を実施するとともに、施設整備とその運営を行う民間事業者の選定の準備を進めています。

○扇田環境センターにおける破碎・選別施設の導入

平成17年9月から、扇田環境センター内に移動式破碎機及び磁選機を導入し、埋立ごみの破碎選別を行い、金属のリサイクル及び可燃残さの焼却処理を実施しています。

○扇田環境センター新埋立地の第2期工事の実施

扇田環境センター新埋立地の第2期工事を実施しています。

3. 前計画の指標とその目標値の達成状況

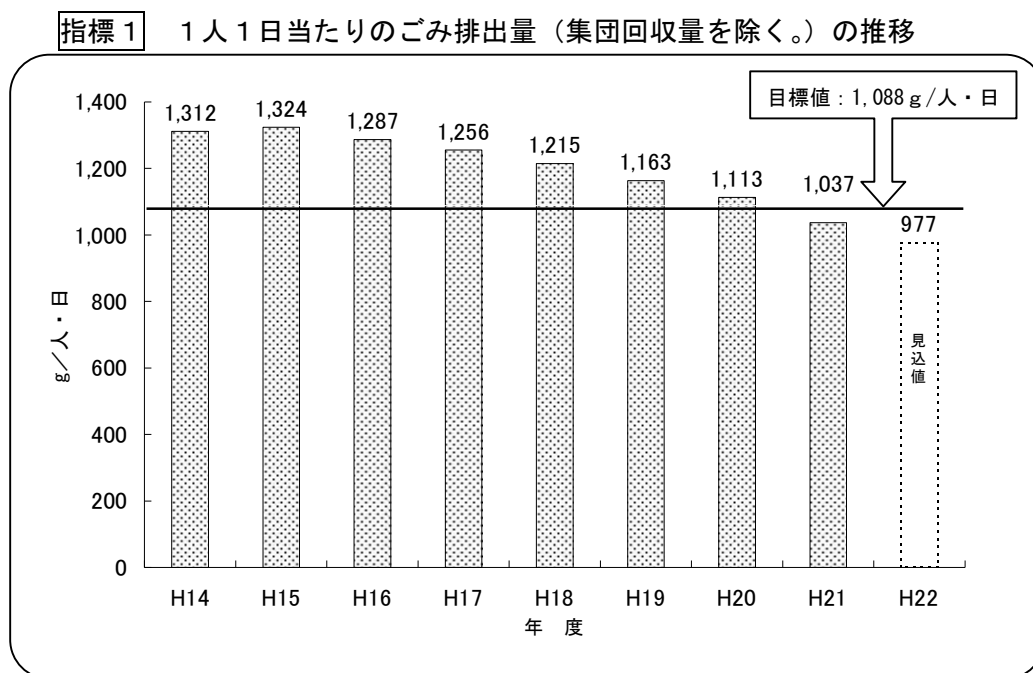
前計画では、進捗状況を評価するために、6項目の指標と2項目の参考指標を定めていました。指標ごとの目標値の達成状況については、次に示すとおりです。

指標1 1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量を除く。）

達成見込

この指標は、市が定期収集などにより収集した家庭ごみの量と、市のごみ処理施設に直接持ち込まれたごみの量を、市民1人1日当たりに換算した量を示しています。

家庭ごみの有料化や直接搬入ごみの処理手数料の見直し、ごみ減量に関する説明会などの啓発活動などを実施したことにより、平成21年度の実績値が1,037g/人・日となっており、すでに目標値（1,088g/人・日）よりも少なくなっています。



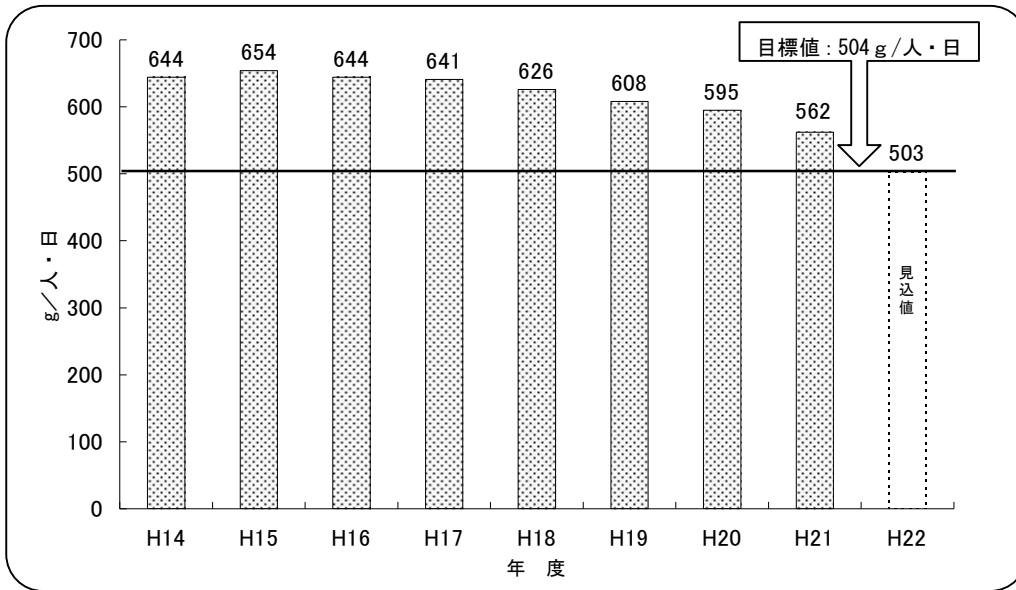
指標2 1人1日当たりの家庭ごみ収集量（資源化された量を除く。）

達成見込

この指標は、市が定期収集などにより収集した家庭ごみのうち、焼却処理や埋立処分された量（資源化に伴い発生した残さが焼却処理及び埋立処分された量を含む。）を市民1人1日当たりに換算した量を示しています。

家庭ごみの有料化や拠点回収の拡充などを実施したことにより、平成21年度の実績値は562g/人・日となりました。さらに、平成22年10月から開始したプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの効果を含めた平成22年度の見込値を503g/人・日と推計しており、目標を達成できる見込みです。

指標 2 1人1日当たりの家庭ごみ収集量（資源化された量を除く。）の推移



指標 3 家庭ごみのリサイクル率

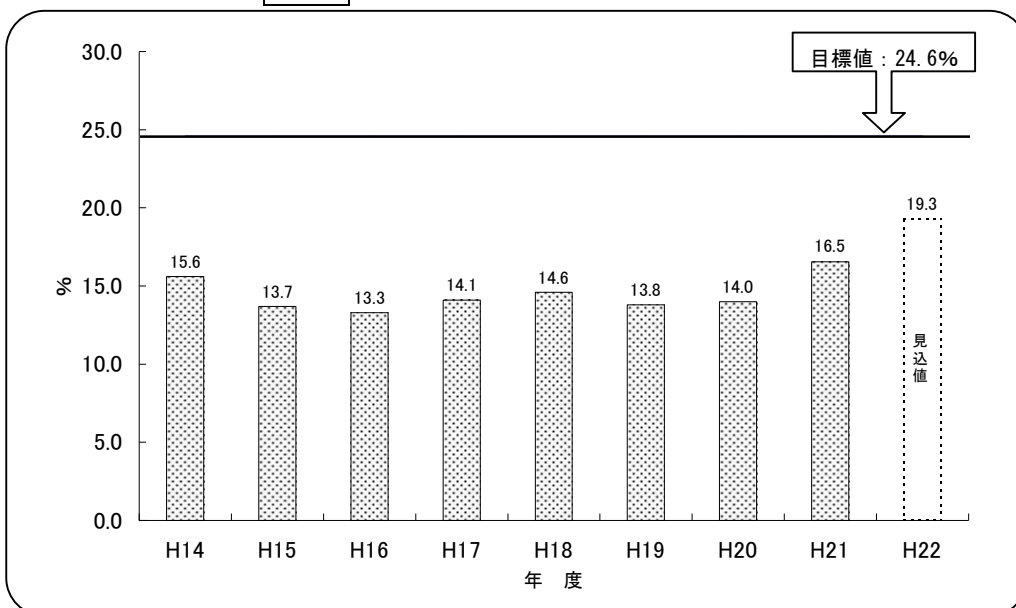
達成困難

この指標は、家庭から出されたごみのうち定期収集や集団回収などにより資源化された量の割合を示しています。

家庭ごみ有料化による分別意識の向上や、平成 22 年 10 月から開始したプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルにより、平成 22 年度の見込値は 19.3%と上昇しつつあります。

しかしながら、草木類のリサイクル量が、実施内容の見直しにより当初の想定量を下回ったことや、リサイクルできる紙が「燃やすごみ」の中に約 10%含まれていてまだまだ分別が徹底しきれていない状況にあることのほか、資源物の持ち去り行為の影響もあり、目標値である 24.6%を達成することが難しい状況です。

指標 3 家庭ごみのリサイクル率の推移



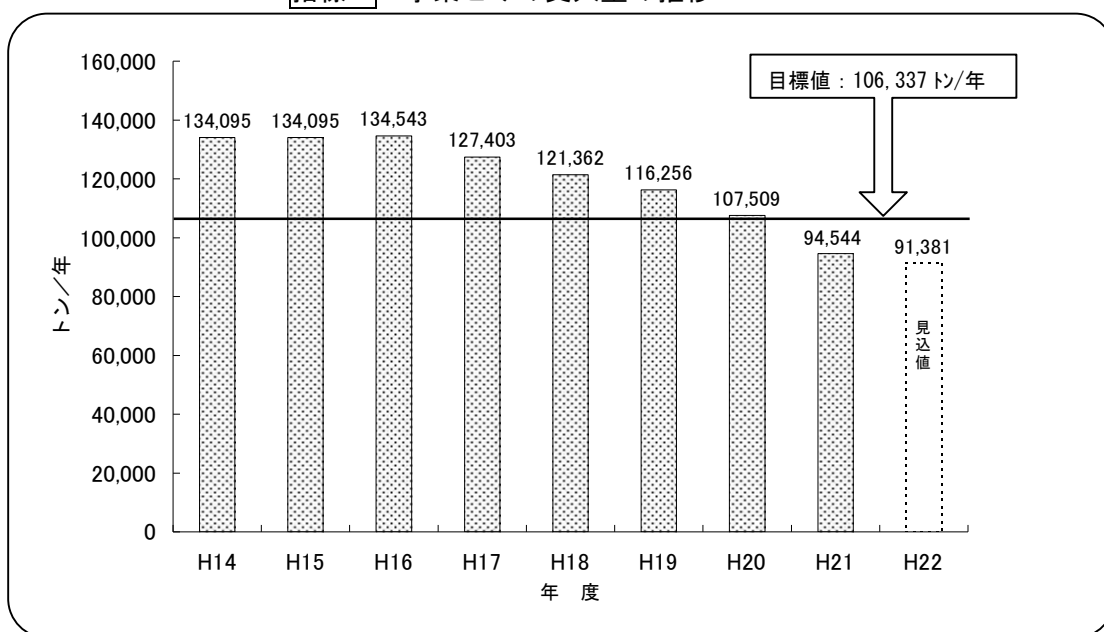
指標 4 事業ごみの受入量

達成見込

この指標は、事業ごみのうち環境工場と扇田環境センターに持ち込まれて処理された量を示しています。

直接搬入ごみの処理手数料の見直しや環境工場におけるリサイクルできる紙の受入停止などの実施により、平成 21 年度の実績値が 94,544 トンとなっており、すでに目標値（106,337 トン）よりも少なくなっています。

指標 4 事業ごみの受入量の推移



参考指標 1 年間のごみ焼却量

参考指標 2 年間のごみ埋立量

達成見込

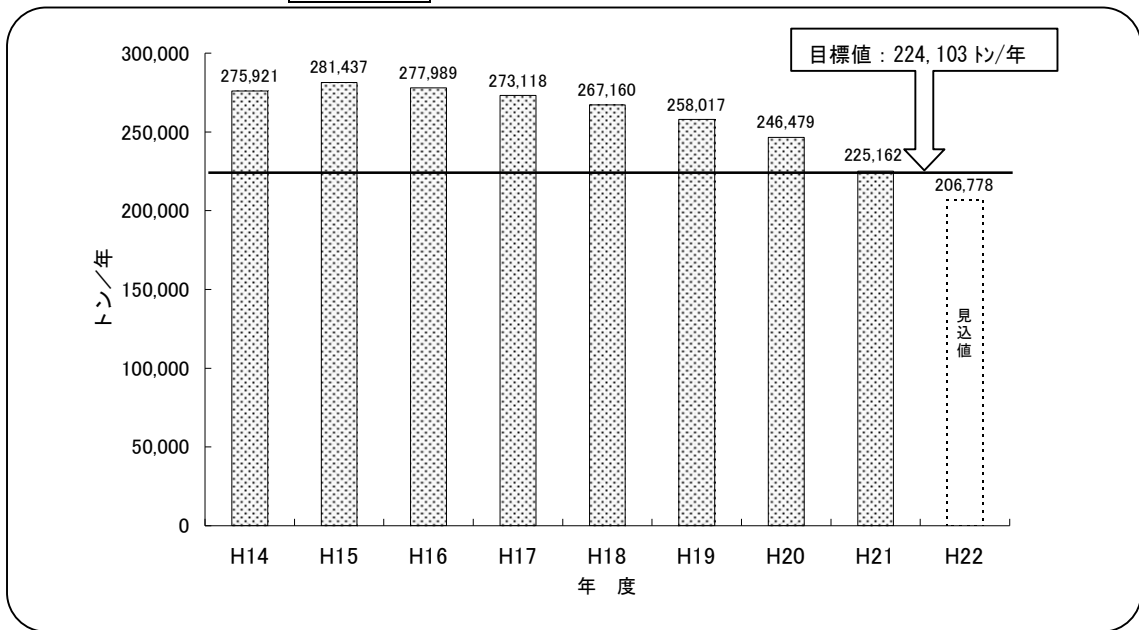
これらの指標は、環境工場と扇田環境センターでそれぞれ 1 年間に処理されたごみの量を示しています。

家庭ごみの有料化や直接搬入ごみの処理手数料の見直しを実施したことにより、施設に搬入されるごみの量が減ってきています。

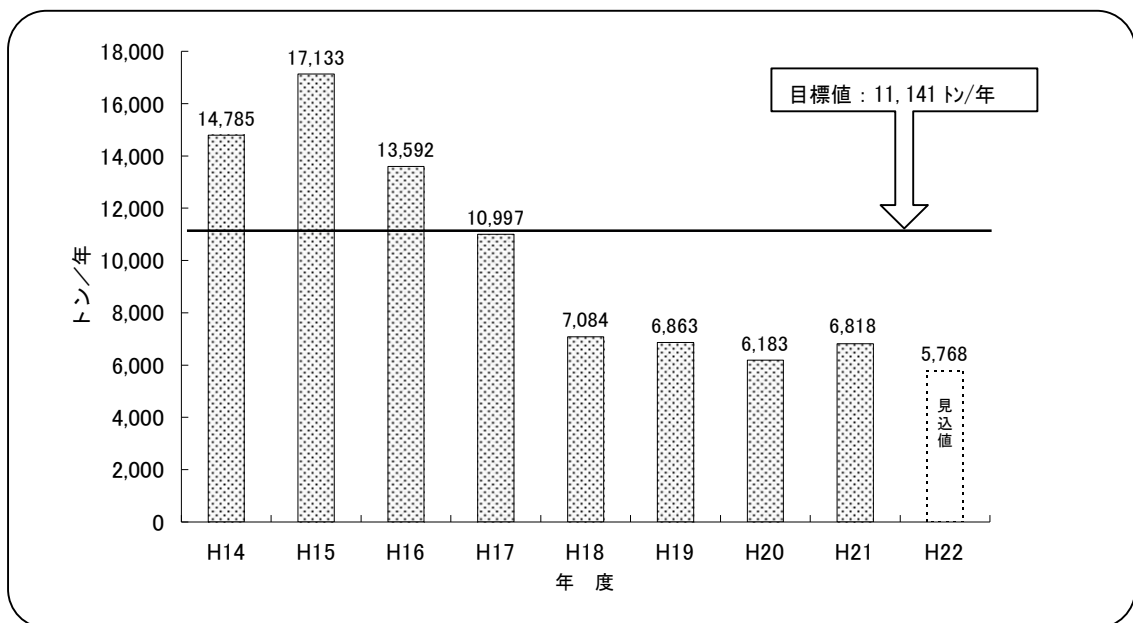
また、年間のごみ焼却量については、環境工場でリサイクルできる紙の受入停止などを実施したことにより平成 20 年度から平成 21 年度にかけて減少しており、目標値を達成できる見込みです。

一方、年間のごみ埋立量については、平成 17 年 9 月に導入した移動式破砕機及び磁選機の効果により平成 18 年度以降の実績値が大幅に減少しています。

参考指標 1 年間のごみ焼却量の推移



参考指標 2 年間のごみ埋立量の推移



指標 5 ごみの出し方のマナーの良し悪しに関する市民の意識

指標 6 ごみの分別区分の認知度に関する市民の意識

未達成

これらの指標は、平成 14 年度と平成 22 年度に実施したごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査の結果に基づくものです。

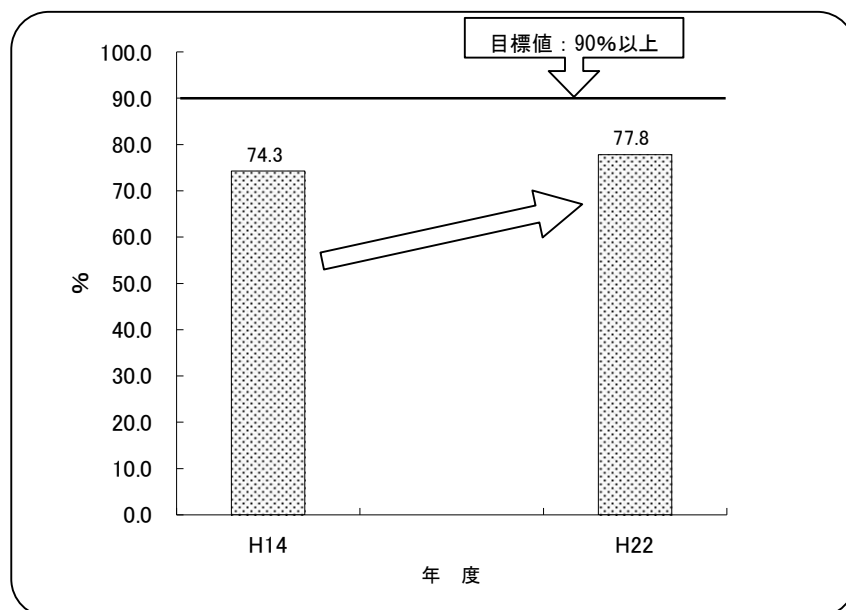
ごみ減量や家庭ごみ有料化に関する説明会の際に啓発を実施してきましたが、いずれも目

標値を達成することができませんでした。

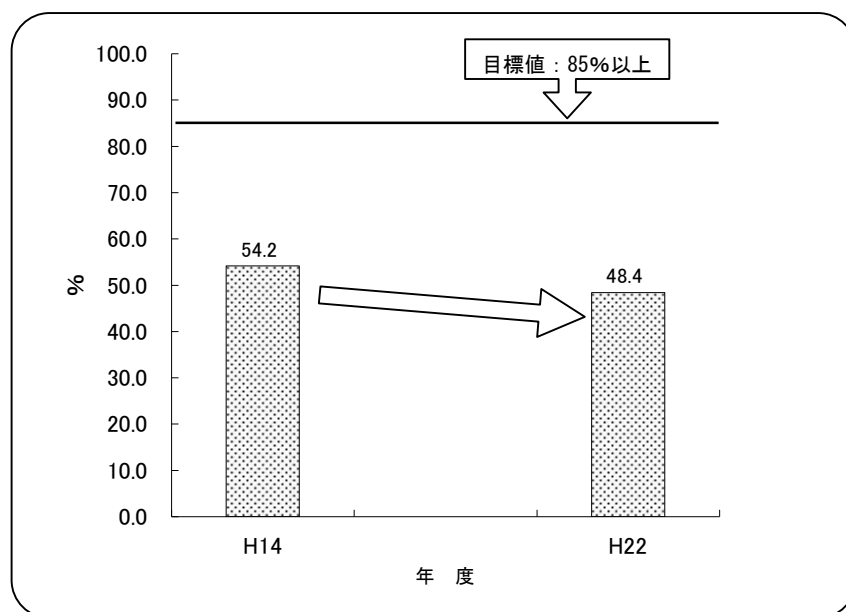
指標 6 の分別区分の認知度については、「よく知っている」と回答した市民の割合を指標としていたため、プラスチック製容器包装の分別という新たな分別区分が加わる時期であったことの影響もあって、平成 14 年度の基準値より低下したものと考えられます。

回答を分析すると、「よく知っている」・「ある程度知っている」と回答した市民は 97.5% となっており、認知度は高くなっています。ただ、年代が上がるにつれて「よく知っている」の割合が高くなり、年代が下がるにつれて「ある程度知っている」の割合が高くなっていきます。このことから、若年層に向けた広報の徹底が必要であると言えます。

指標 5 ごみの出し方のマナーの良し悪しに関する市民の意識



指標 6 ごみの分別区分の認知度に関する市民の意識



4. まとめ

前計画の計画期間中には、家庭ごみ有料化やごみ処理手数料の見直しなどの経済的手法の実施やプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの開始という、従来のごみ処理制度の大きな転換によって、ごみ排出量の大幅な削減や、リサイクル率の向上を実現してきました。

また、ごみ減量に関する地域説明会・事業所説明会の実施や、新聞等のマスメディアを活用したごみ減量に関する広報といった啓発的手法の継続的な実施によっても、着実なごみ減量とリサイクルの推進を実現してきました。

さらに、排出されたごみの適正処理に係る体制については、東部環境工場の基幹的整備や扇田環境センターの第2期工事などを実施することにより、計画期間中に必要な整備を図ってきました。

一方で、前計画に定めた60項目の具体的施策の中には、何らかの形で実施したものの、期待した成果が得られなかったものや手法等の改善が必要なものもありました。今後は、具体的施策の実施状況に関する分析を踏まえ、手法の見直しや新たな取組の実施など、新しい計画に引き継いでいきます。

次に、前計画に掲げた指標の数値目標については、指標1『1人1日当たりのごみ排出量(集団回収量を除く。)]、指標2『1人1日当たりの家庭ごみ収集量(資源化された量を除く。)]、指標4『事業ごみの受入量]、参考指標1『年間のごみ焼却量]及び参考指標2『年間のごみ埋立量]については、目標年次である平成22年度までに目標を達成する見込みですが、指標3『家庭ごみのリサイクル率]については目標を達成することが難しい状況にあり、次期計画において分別の徹底や新たなリサイクル品目の導入など、リサイクル率向上に向けた取組の強化が必要です。

また、指標5『ごみの出し方のマナーの良し悪しに関する市民の意識]及び指標6『ごみの分別区分の認知度に関する市民の意識]については、平成22年度に実施した意識調査の結果によれば、目標値は達成できておらず、今後は、未達成の要因の分析結果を踏まえ、意識向上と実践活動の拡大を図り、さらなるごみ減量とリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

